

長 建 産 発 第 2 0 号
令 和 2 年 5 月 1 9 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する取組の
「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事における施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされるとともに、同年10月には適正化指針の改正により必要な措置の具体的な内容として、工期が1年未満の公共工事に係る債務負担行為や柔軟な工期の設定等を講ずることが定められたところです。

これを踏まえ、総務省及び国土交通省においては、各地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）により、平準化に関する取組について速やかな実施を要請するとともに、各地方公共団体の平準化に関する取組の「見える化」として各地方公共団体に対する調査結果を公表することを通じて積極的な推進を図ることとしており、今般、「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果を踏まえ、取組のより一層の推進を図るよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、地方公共団体に対して要請を行ったところです。

また、先行的かつ積極的に平準化の取組を推進している地方公共団体の取組事例を共有するため、平成28年4月に作成・公表した「地方公共団体における平準化の取組事例について」についても、今回の調査結果の内容を踏まえて改訂が行われ、同じく、地方公共団体に対して送付されております。

つきましては、標記について、全国建産連を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。